

4 支援等のための体制整備への取組

(1) 相談及び情報の提供等

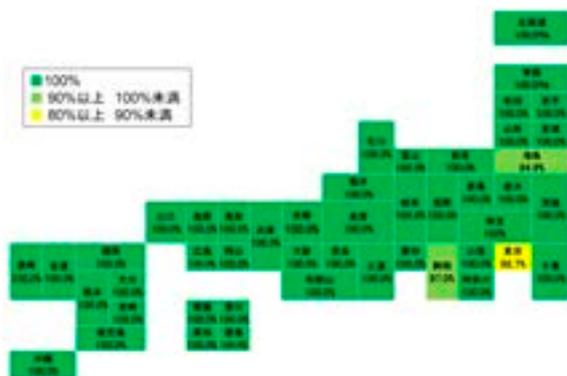
○主な取組

- ・地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等（内閣府）

内閣府においては、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、市区町村における犯罪被害者等施策担当窓口（以下「施策主管課」という。）の確定及び犯罪被害者等からの問合せ・相談があった場合に総合的な対応を行う窓口（以下「総合的対応窓口」という。）の設置を促進するよう要請している。

平成27年4月1日現在、全国1,721市区町村（政令指定都市を除き、東京23区を含む。）中、1,710市区町村（約99%）において施策主管課が確定され、1,549市区町村（約90%）において総合的対応窓口が設置されている。

市区町村における犯罪被害者等施策主管課の確定状況
（政令指定都市を除き、東京23区を含む。）
（平成27年4月1日現在）



市区町村における総合的対応窓口の設置状況
（政令指定都市を除き、東京23区を含む。）
（平成27年4月1日現在）



- ・人身取引被害者の保護の推進（内閣官房）

人身取引対策に関する関係省庁においては、平成21年12月に策定された「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、被害者保護のための各種施策を推進してきた。

平成26年12月、引き続き人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することとした。

(2) 民間の団体に対する援助

○主な取組

- ・民間の団体への支援の充実（内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣等の支援に努めているほか、活動支援、相談業務の委託、直接支援業務の委託、被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託及び性犯罪被害者の早期回復に資するた

めの直接支援、相談活動等の業務委託に要する経費を予算措置し、民間被害者支

援団体に対する財政的援助の充実に努めている。

国による民間被害者支援団体に対する財政援助



コラム⑫

犯罪被害者等支援体制整備促進事業

内閣府では、都道府県・政令指定都市と共催で、犯罪被害者等支援体制整備促進事業を行っています。平成26年度は、北海道、秋田県、愛知県、和歌山県、沖縄県及び新潟市において開催しました。

北海道では、被害児童等に対する、教職員やスクールカウンセラー、警察、民間支援機関等の連携による早期の適切な支援体制整備に資することを目的として、「犯罪被害と子どもの心理的支援」をテーマに「犯罪被害者等支援連携研修会」を開催しました。



パネルディスカッション

秋田県では、犯罪被害者等施策研修会を開催し、内閣府からの施策説明や犯罪被害者による講演、大学研究者による講義（テーマ：犯罪被害者等施策における地方公共団体の役割）やグループ討議による事例検討を行いました。



グループ討議

愛知県では、研修会を開催し、横浜市の支援体制の紹介、犯罪被害者等による講演、地方自治体、警察、民間支援団体の役割と連携をテーマとしたパネルディスカッションを実施しました。また、会場内において、犯罪被害者等支援の必要性を訴えるパネル展示を併せて実施しました。



講演会

和歌山県では、「犯罪被害者等支援における社会福祉分野等の役割」について、学生や地域住民と一緒に考える「犯罪被害者支援出前講座」と「犯罪被害者支援フォーラム」をそれぞれ開催しました。



フォーラム

沖縄県では、他機関連携による支援スキルの向上を図るための研修会を開催しました。

研修では、二次被害を防ぐ面接方法等の講習に続いて、DV・児童性虐待の複合事例を基にロールプレイを行いました。



ロールプレイ

新潟市では、戸籍・住民基本台帳、福祉、税など直接市民と接する窓口部署における犯罪被害者支援の必要性に着目し、「犯罪被害者等施策研修会」を開催しました。

犯罪被害者の方々の写真で作った
「ひまわり」